

中学校の部活動等を目的とする転入・転居についての考え方

中学校の部活動は、学校教育の一環として位置づけられ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任、連帯感の涵養等に資するものであり、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。

しかし、本市において、特定の部活動に入部したいという理由により、転入・転居の手続きをされる事例が見受けられます。その中には住所地に保護者が同居していない、又、旧住所地から保護者が送迎している実態がありました。居住実態のない虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反となります。

本市教育委員会といたしましては、中学生という発達段階や義務教育における部活動の意義から考えたとき、憂慮すべき事態と捉え、転入・転居について下記のとおり整理しました。

記

- 1 義務教育期間は子どもの全人的な人格形成の大切な時期であり、中学校の部活動等のためだけに、これまでの友人関係等大切なものとの関係を絶つことは、子どもの人格形成において悪影響が懸念され、教育上好ましくない。
- 2 住所のみを移し他市町村から通学させたり、世帯を分離して転入・転居させたりすることは、子どもたちのこれからの成長において悪影響を及ぼしかねない。また、転入・転居先で既に部活動等を行っている在校生及びその保護者への心情的な配慮も必要である。
- 3 子どもは地域で見守り育てることにより、地域への愛着や誇りを身に付けていくことから、特に必要があると認められる場合を除き、本来、子どもの健やかな成長のためには、実際に生活している校区の中学校に通学することが望ましい。
- 4 中学校の部活動等については、勝利至上主義に陥ることなく、子どもが生涯にわたってスポーツや文化等に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に即した心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。

以上の理由から、本市教育委員会といたしましては、居住実態の無い転入・転居については、認めることはできません。保護者の皆様におかれましては、この主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

令和元年 10 月 1 日

朝来市教育委員会 学校教育課

*転入・転居とは【住民基本台帳法より】

第 22 条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。)

第 23 条 転居 (一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。)

*保護者とは【学校教育法より】

第 1 条 保護者 (子に対して親権を行う者〔親権を行う者がないときは、未成年後見人〕をいう。)